

「有機農業を促進するための栽培管理に関する協定」について

みどりの食料システム法に基づく、特定区域に設定された鷹巣地区は、市内学校給食で使用する全てのお米を100%有機米とするため、有機米栽培のモデル地区として令和5年から作付けを開始しました。

有機農業は、農薬の飛散防止や病害虫のまん延防止などに留意して取り組む必要があります。慣行農業を行っている農家との調整が必要です。このため、より良い営農環境を整えるため、有機農業／慣行農業それぞれの栽培管理について、区域内の農業を営む者同士が、「有機農業を促進するための栽培管理に関する協定」を締結し市長が認可しました。

【協定の概要】

協定名 : 鷹巣地区特定区域協定
代表者 : 鷹巣区長
地権者等数 : 75人
協定認可日 : 令和5年12月13日(水)
協定期間 : 5年間 (R5. 12. 13~R10. 10. 31)
協定エリア : 右図のとおり
協定面積 : 16.3 ha (132筆)

【協定に定める栽培管理に関する事項】

- ①協定参加者は、農用地やその周辺部の適切な除草や施設の維持管理を行い、良好な営農環境の維持に努めること。
- ②有機農業を行う者は、病害虫発生抑制に努めること。
- ③慣行農業を行う者は、農薬散布に際し、飛散防止に努めること。
- ④協定参加者は、自身のほ場に重大な病害虫被害が認められた場合、代表者に連絡し被害を最小限に食い止めるための措置を講ずること。
- ⑤有機農業を行うほ場及び慣行農業を行うほ場が隣接している場合、有機農業を行う者は一定の緩衝地帯を設けること。

